

# 定額自動送金約定

## 第1条（送金指定項目の届出）

定額自動送金のお取扱いに当っては、予め送金期間・送金月・送金日・送金額・送金先等をご指定のうえ当行へお届けください。

当行は、指定された送金日に指定金額を預金口座から引落しのうえ送金先へ振込または振替します。この場合、預金の引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

## 第2条（手数料）

このお取扱いに当っては、当行所定の手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭およびホームページに掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

## 第3条（送金日）

送金日が休日の場合は、表記のご選択に従い処理いたします。なお、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日をもって送金日とします。

## 第4条（送金額）

送金額は原則として毎月一定金額といたします。ただし、ボーナス月など年2回までは異なった金額を指定することができます。この場合指定月ならびに指定金額は毎年一定とします。

## 第5条（指定預金口座からの引落し）

①指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書等はいただくずに当行所定の方法により処理します。

なお、手数料についても同様の方法により処理します。

②送金日の午後3時までには、指定預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）が送金額（含む、手数料）に満たないときは、特に通知はせずにその月の送金を取止めます。

## 第6条（送金の取消）

送金を行なった結果、送金先の口座がない等の理由により入金ができない場合は、その月の送金は取止めたものとして処理します。

## 第7条（送金の取止め、変更など）

送金を取止める場合または送金指定項目を変更する場合は、送金日の前営業日までに当行へ届出のうえ所定の手続をお取りください。届出前の送金については当行はその責を負いません。

## 第8条（解約）

①この契約は、送金期間の満了をもって終了します。

なお、送金取扱終了日の指定のない場合は、当行へのお届出により終了します。

②指定預金口座が解約された場合またはご契約者さまが死亡された場合は、この契約は自動的に解約されたものとします。

③送金先の口座がない等の理由により入金ができない場合は、この契約は解約できるものとします。

なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

## 第9条（規定の変更等）

① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

② 前記①の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上